

仕 様 書

1 委託業務名

第25回臓器移植推進国民大会運営業務（以下「業務」という。）

2 業務の目的

「臓器移植推進月間」（10月）の行事の一環として、参加者、特に本県の将来を担う若年層に、コロナ禍の経験を踏まえて「いのち」「健康」の重みについて、さらに、臓器移植を通して「いのちをつなぐ」ことの意味について、改めて考えていただく契機とすることを目的として、臓器移植推進国民大会を開催して、会議やシンポジウム等の大規模イベントに対し経験並びに実績を有する者に委託する。

3 業務委託期間

業務期間は、契約締結日から令和7年1月10日までとする。ただし、適正な業務の実施が困難と鳥取県が認めたときは、当該契約期間の途中であっても委託契約を解除することがある。

4 開催日・開催場所

令和6年10月20日（日）

米子市文化ホール メインホール・展示室及びWEB配信（リアルタイム配信）

5 業務の内容

- (1) 別紙企画案をベースとした臓器移植推進国民大会の企画運営（事前企画を含む）
- (2) 主催者が開催する定例会議の会議体における資料等の準備及び議事録の作成
- (3) 国民大会の開催に関わる準備及び運営
 - ①看板、誘導サイン等の作成
 - ②会場運営業務（受付・誘導業務のため最低限の人数は配置すること）
 - ③手話通訳及び要約筆記に関すること
 - ④会場、受付等全体の設営及び撤去
 - ⑤大会参加者の事前取りまとめ（申込受付・連絡先の管理を含む）
 - ⑥実施計画書、運営マニュアル及びシナリオ等の本大会の企画運営に必要な資料の作成
 - ⑦利用施設への各種申請手続き
- (4) WEB配信（リアルタイム配信）の実施
 - ※会場にはインターネット環境が無い場合、受託者において通信環境を確保すること。
 - ※音響機材等の調達を含む並びに視聴者への視認性を考慮すること。
- (5) 関連企画の実施（大会開催までの機運醸成（特に高校生等の若者への啓発））
 - ※主に鳥取県民を対象とした広報を行い、特に高校生等の若者への啓発を図るための取組を行う。
- (6) 広報展開として、メディアを最低1社招致すること
- (7) 開催ポスター等の作成及び配布等の周知に関する取り組みを行うこと
 - ※動画共有サイト（YouTube等）による配信を予定していることから、データでも提供すること。
- (8) 大会参加者アンケートの作成および集計
- (9) 上記（1）～（8）の他の本事業の企画運営に係る一切の業務

6 業務実施の注意事項

実施に際しては、移植医療の制度概要やコンプライアンス等を十分に理解し、運営を行うこと。
また、業務の遂行に際しては、県を含む主催者及び共催者との連絡調整を十分に行うとともに、次の点に留意し、円滑に業務を実施すること。

(1) 定期報告

委託契約締結後は、主催者が開催する定例会議（オンライン会議を含む。）に出席し、必要に応じ提案内容、調査分析内容等を説明すること。

(2) 成果物の提出

以下に示す報告書（電子データを含む）を令和7年1月10日までに、県に提出すること。

- ①冊子（A 4 カラー版）：15 部
- ②調査、分析に使用した資料
- ③電磁的記録媒体（DVD等）：1 部

7 留意事項

(1) 費用負担

契約の締結、業務の遂行に関して必要な費用（会場使用料を含む）は、特段の定めがない限り、全て受託者の負担とする。

(2) 疑義

この業務の実施にあたって疑義が生じた場合には、県と受託者が協議して定めるものとし、この協議が調わないときは、県の決定するところによるものとする。

8 著作権の譲渡等

受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下、「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（同法第27条及び第28条の権利を含む。）のうち受注者に帰属するもの（同法第2章第3節第2款に規定する著作者人格権を除く。）を当該成果物の引き渡し時に発注者に無償で譲渡する。